

改正

昭和57年3月30日条例第19号

昭和61年3月27日条例第8号

平成12年3月30日条例第13号

平成13年12月28日条例第33号

瑞浪市社会教育委員条例

(設置)

第1条 本市に、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から11人以内で教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員は前任者の残任期間とする。

第4条 委員が欠けたときは、その日から20日以内に補充しなければならない。

(会議)

第5条 委員の会議(以下「委員会」という。)の招集は教育長が行う。

2 委員定数の4分の1以上のものから会議に付すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、教育長はこれを招集しなければならない。

第6条 委員会は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は隔月1回これを招集しなければならない。

3 臨時会は必要がある場合においてこれを招集する。

第7条 前2条に定めるもののほか会議に関する事項は委員会でこれを定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が規則でこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則(昭和57年3月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月27日条例第8号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

瑞浪市社会教育委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市社会教育委員条例（昭和29年条例第23号）第8条の規定により、瑞浪市社会教育委員（以下「委員」という。）及び委員の会議（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員の担任する事務については、次に掲げるものとする。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に委員会を開き、瑞浪市教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げる職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定による社会教育団体に対して補助金を交付することに対して意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育の施策に関すること。

(代表及び副代表)

第3条 委員に代表及び副代表を置く。

- 2 代表及び副代表は、委員の互選により定める。
- 3 代表は、委員を代表し、委員会の会務を総括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、代表が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 代表は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、代表が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に瑞浪市社会教育委員として委嘱又は任命されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。